

3月6日 トラック輸送における取引環  
境・労働時間改善鹿児島県地方協議会

# 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (改善基準告示)の改正等について

鹿児島労働局 監督課

# トラック運転者の改善基準告示の改正

令和  
6年4月～  
適用

トラック運転者の  
改善基準告示が改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
改正前(年換算) 3,516時間	改正前(月換算) 原則:293時間 最大:320時間	改正前 継続8時間
改正後 原則:3,300時間 最大:3,400時間	改正後 原則:284時間 最大:310時間	改正後 継続11時間を 基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

## 衆議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年5月25日）

自動車運転業務については、長時間労働の実態があることに留意し、改正法施行後5年後の特例適用までの間、過労死の発生を防止する観点から改善基準告示の見直しを行うなど必要な施策の検討を進める

## 参議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年6月28日）

過労死や精神疾患などの健康被害が最も深刻であり、かつそのために深刻な人手不足に陥っている運輸・物流産業の現状にも鑑み、決して物流を止めてはいけないという強い決意の下、関係省庁及び関係労使や荷主等を含めた協議の場における議論

自動車運転業務については、過労死等の防止の観点から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の総拘束時間等の改善について、関係省庁と連携し、速やかに検討を開始

令和4年12月23日に改正され、令和6年4月1日から適用

厚生労働省ホームページ

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）

リーフレット、パンフレット、告示、通達、Q&A

荷主向けリーフレット、各種リンクなど掲載



# 労働基準監督署による取組状況

## 鹿児島労働局における取組

### 道路貨物運送業事業場への労働時間説明会 (令和5年度までの取組状況)

県内4つの労働基準監督署(鹿児島・川内・鹿屋・加治木)において、トラック協会全支部に対して労働時間説明会を実施。

名瀬労働基準監督署においては、奄美自動車連合会の傘下企業に対して労働時間説明会を実施するとともに各島で説明会を実施。

説明会の不参加企業や、トラック協会未加入事業場、説明会を実施していない地域に対しても、監督署が直接実施する労働時間説明会および委託事業による説明会へ参加勧奨を実施。

令和6年度以降も、本協議会の場を利用する等必要な情報交換を行っていく。

トラック協会未加入事業場および名瀬署管内の説明会を実施していない地域をはじめとする対象に向けて、集団的な手法による労働時間説明会の実施および個別の企業に対する相談および訪問支援等引き続き対応する。

## 鹿児島労働局における取組

### 各労働基準監督署における荷主企業等への要請実施状況

鹿児島労働局実績 (令和5年1月～令和6年2月暫定)	
発荷主	124
着荷主	72
元請運送事業者	9

重複含む

令和4年12月23日より、「荷主特別対策チーム」を編成し対応。

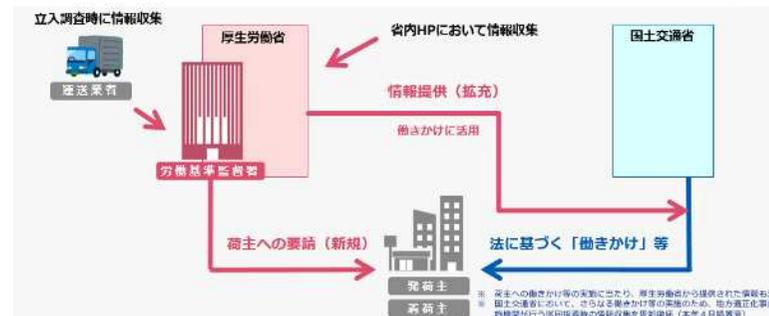
全国では約1年間で約11,000件実施。(令和5年1月～12月)

各種事業主団体に対して鹿児島労働局から要請を実施(令和5年5月)。

荷主企業125社に対して鹿児島労働局から要請を実施(令和5年5月)。

#### 労働基準監督署による要請(新規)

- 荷主企業に対し、労働基準監督署から要請を要請  
(要請の内容)長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。  
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。
- 対象企業選定にあたり、省内HPや立入調査時に収集した情報を活用⇒国土交通省にも情報提供



荷主・元請運送事業者の皆さまへ

## STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、自動車運転者の長時間労働の要因となります。
- 物流を支える自動車運送者の確保のために長時間の荷待ちの改善に向けてご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、ぜひ前向きに検討をお願いします。

厚生労働省・鹿児島労働局・労働基準監督署

# 長時間の荷待ちに関する情報を収集します



ホーム

本文へ お問合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ

Google カスタム検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・発

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 組織別の情報 > 監督課 > 長時間の荷待ちに関する情報メール窓口

## 長時間の荷待ちに関する情報メール窓口

道路貨物運送業においては、他の産業に比べて長時間労働の実態にあり、長時間労働抑制に向けた諸対策を一層積極的に進める必要があります。

一方、道路貨物運送業の長時間労働の要因の中には、取引慣行などの個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものもあります。

これらを踏まえ、厚生労働省は、道路貨物運送業における長時間労働の自主的な改善を困難としている要因の一つである、荷主・元請運送事業者の都合による「長時間の荷待ち」に関する情報を把握し、この改善に向けて荷主・元請運送事業者に対する「要請」や国土交通省への「情報提供」の参考とさせていただくこととしました。

本窓口では、道路貨物運送業の事業場における長時間・過重労働（労働基準法などの違反が疑われるものに限る。）の主な要因が荷主・元請運送事業者による「長時間の荷待ち」である場合、その情報をメールでお寄せいただくことができます。（※お寄せいただいた情報は、荷主・元請運送事業者にお伝えする場合があります。）

情報の受付対象となる法律等は、以下のとおりです。なお、受け付けた情報に関する照会や相談についてはお答えしかねますので、あらかじめご承知おきください。

[労働基準法](#)

[自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）](#)

厚生労働省HP内に設置

長時間の荷待ちに関する情報を収集

都道府県ごとに情報提供送信フォームへのリンクが展開

情報を基に、労働基準監督署が要請等を実施

全国ではおよそ1年間で約700件の情報が寄せられ、このうち約660件を国交省に情報提供。  
(令和5年1月～12月)

情報お待ちしております



# 働き方改革PR動画「はたらきかたススめ」



適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト

はたらきかたススめ



くらし、  
はたらき、  
ともに  
ススめ!

2024年4月から

建設業、  
トラック・バス・  
タクシードライバー、  
医師の、

時間外労働の  
上限規制が  
適用されます。

働き方改革  
コンタクター  
小芝風花

俳優・小芝風花さんを起用し、時間外労働の上限規制の適用に向けて制作

令和5年7月～ トラック編公開

はたらきかたススめ特設サイト



トラックのページ



PR動画イメージ



# 働き方改革推進支援助成金

令和6年度当初予算案 **71億円 (68億円)** ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
○			

## 1 事業の目的

○実施主体：都道府県労働局      ○令和4年度支給件数 5,789件   支給額 54億円

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等の導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
- 令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用される業種等については、他の業種と比べ労働時間が長い実態があることも踏まえ、引き続き支援を実施。

## 2 事業の概要・スキーム

コース名	成果目標	助成上限額※1 (補助率原則3/4 (団体推進コースは定額))
業種別課題対応コース (長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成)	建設事業	以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②所定休日の増加 成果目標の達成状況に基づき、①～②の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： <b>250万円</b> ※2 ②4週4休→4週8休： <b>100万円</b> 合計 <b>350万円</b>
	自動車運転の業務	以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に10時間以上の勤務間インターバル制度を導入 成果目標の達成状況に基づき、①～②の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： <b>250万円</b> ※2 ②11H以上： <b>170万円</b> ※3 合計 <b>420万円</b>
	医業に従事する医師	以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入 ③医師の働き方改革の推進 成果目標の達成状況に基づき、①～③の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： <b>250万円</b> ※2 ②11H以上： <b>170万円</b> ※4 ③ <b>50万円</b> 合計 <b>470万円</b>
	砂糖製造業 (鹿児島県・沖縄県に限る)	36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 月80H超→月60H以下： <b>250万円</b> ※2
労働時間短縮・年休促進支援コース (労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成)	以下の何れかを1つ以上実施 ①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②年休の計画的付与制度の整備 ③時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 成果目標の達成状況に基づき、①～③の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下： <b>200万円</b> ※5 ② <b>25万円</b> ③ <b>25万円</b> 合計 <b>250万円</b>	
勤務間インターバル導入コース (勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成)	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること 導入した勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9～11H： <b>100万円</b> ・11H以上： <b>120万円</b>	
団体推進コース (傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成)	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること 上限額： <b>500万円</b> 複数地域で構成する事業主団体(傘下企業数が10社以上)の場合 上限額： <b>1,000万円</b>	

- 助成対象となる取組(生産性向上等に向けた取組)：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修(業務研修を含む)、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組

(団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置 等)

※1 賃上げ加算制度あり(団体推進コースを除く)：賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に15万円～最大150万円加算(5%以上の場合は、24万円～最大240万円加算)。(常時使用する労働者数が30人以下の場合は加算額が倍になる。)

※2 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減幅によって以下の助成上限額となること。(※5において同様)  
月80H超→月60～80H：150万円/月60～80H→月60H以下：200万円

※3 10H～11Hの勤務間インターバルを導入した場合は、助成上限額150万円

※4 9H～10Hの勤務間インターバルを導入した場合は、助成上限額120万円、

10～11Hの勤務間インターバルを導入した場合は、助成上限額150万円

※5 月80H超→月60～80H：100万円/月60～80H→月60H以下：150万円

# 1 働き方改革推進支援助成金の概要（イメージ）

働き方改革推進支援助成金は、働き方の推進に取り組む中小事業主を支援するための制度であり、生産性の向上や労働能率の向上等を目指すものです。

## 課題別にみる助成金の活用事例（イメージ）

企業の課題

積算業務を効率化し、労働時間を削減したい！

運送業務を効率化し、労働時間を削減したい！

内視鏡の洗浄作業を効率化し、労働時間を削減したい！

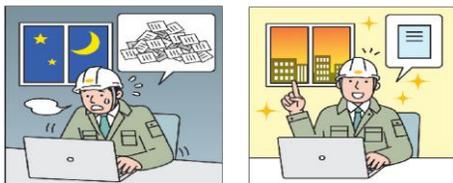
助成金による取り組み

土木工事積算システムを導入

積載量の多いトレーラーを導入

内視鏡自動洗浄機を導入

改善の結果



過去の類似工事との比較が容易になり、より短時間で適正な積算値を算出できるようになった。



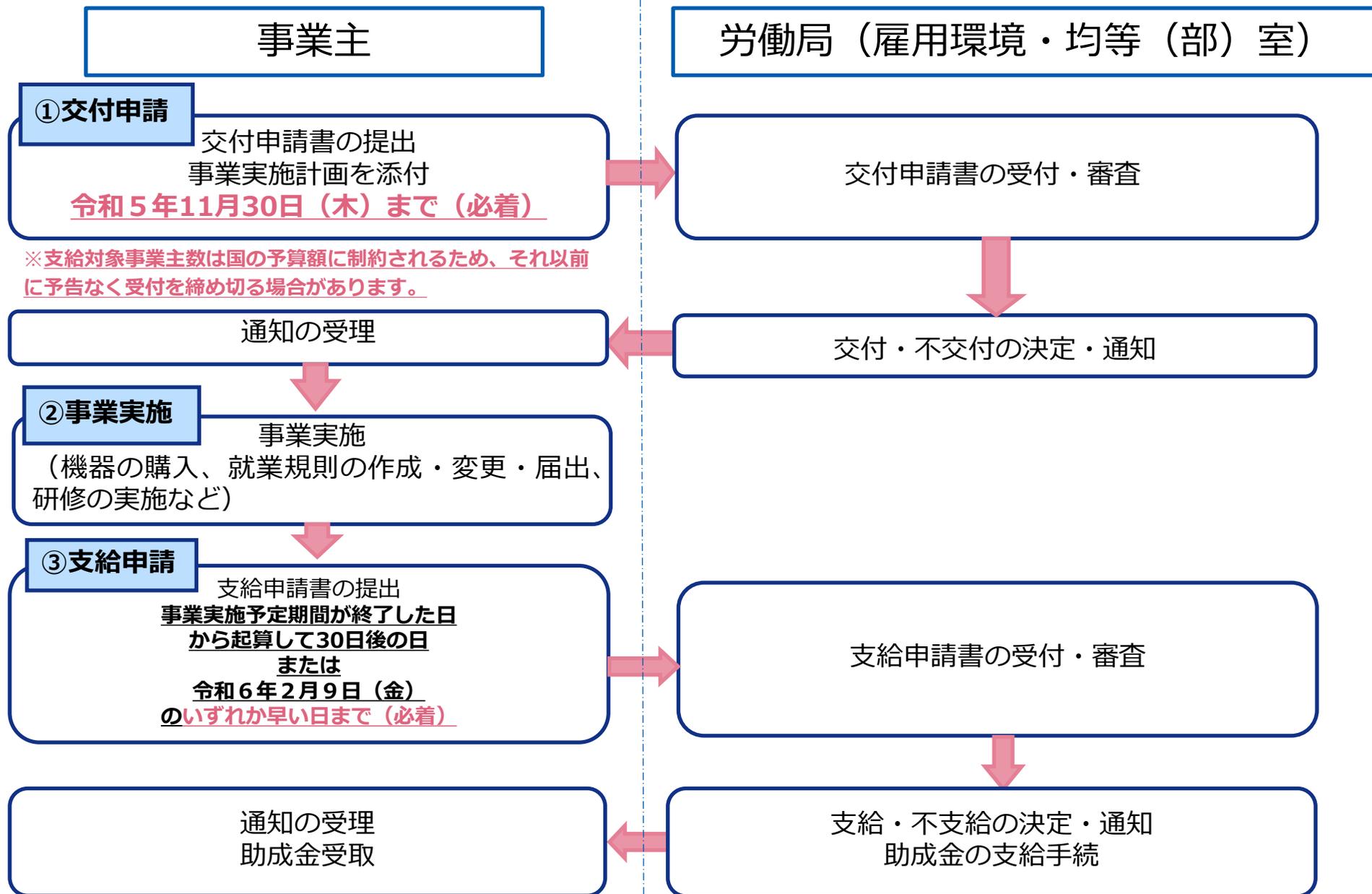
一度で多くの荷物を運べるようになったことで、労働時間が削減された。



新人でも1人で作業が可能になったことや、洗浄に要する時間が削減されたことにより、労働時間が削減された。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

## 2 申請から支給まで（※令和5年度の場合）



# 働き方改革推進支援助成金の活用事例（運送業）（『生産性向上のヒント集』（令和4年度）抜粋）

## 労働時間短縮・年休促進支援コースに関する事例

### 事例2 顧客管理システムの導入による顧客管理業務の効率化

**企業概要** 【所在地】宮城県 【従業員数】33人 【事業内容】道路貨物運送業

**課題と対応** 時間外労働の上限規制への対応策として、従来は手作業にて複雑だった顧客管理業務の簡素化及び効率化によって、担当者の負担の軽減と作業時間の短縮を図りたいと考えました。

**実施概要** 業務効率化を検討する中で、助成金を活用して、顧客管理システムを導入しました。

顧客管理業務を効率化し、時間外労働の上限規制に対応したい（代表者）



**実施結果**

- 顧客管理作業の効率が約2.5倍にアップしました。
- ミスやそれを補うための無駄な作業が削減されました。
- 顧客情報管理担当者のとりまとめ作業時間が月に2.5時間程度削減されました。

**成果** 就業規則を改定しボランティア休暇を導入しました。

**助成金活用のきっかけ** 社会保険労務士、税理士、中小企業診断士、コンサルタント等からの提案

## 労働時間短縮・年休促進支援コースに関する事例

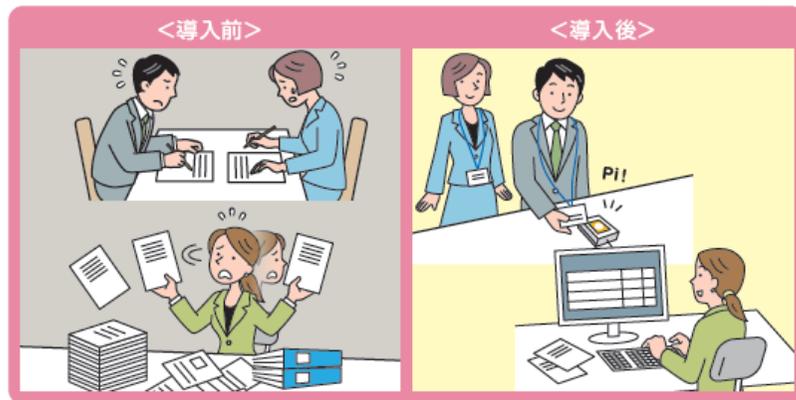
### 事例5 労務管理用ICカードリーダーやソフトウェアの導入による勤怠管理・集計作業の効率化

**企業概要** 【所在地】福岡県 【従業員数】62人 【事業内容】道路貨物運送業

**課題と対応** 手書きでの勤怠入力によるミスが散見され、社員の出勤状況の正確な把握が困難であったと同時に、集計・分析作業にも労力を割いていました。そこで、勤怠状況の「見える化」、集計作業の簡略化をして、作業効率を向上させたいと考えました。

**実施概要** 業務効率化を検討する中で、助成金を活用して、労務管理用のICカードリーダーやソフトウェアを導入しました。

勤怠状況の「見える化」や集計作業の簡略化を実現したい（代表者）



**実施結果**

- 勤怠情報の記載漏れや記載ミスが無くなってリアルタイムに把握できるようになり、従業員の体調のケアが適切なタイミングで可能となりました。
- 勤怠管理担当者の集計作業時間が月に2~3時間程度削減され、即座に完了するようになりました。

**成果** 就業規則を改定し新型コロナウイルス感染症対応のための休暇を導入しました。

**助成金活用のきっかけ** 社会保険労務士、税理士、中小企業診断士、コンサルタント等からの提案